

# 自立支援金の支給対象者

以下の1から9のいずれにも該当する者が自立支援金の対象となります。

No	内 容	チェック														
1	<p>社会福祉協議会の特例貸付について、次の(1)から(4)のいずれかに該当</p> <p>(1)総合支援資金の再貸付（以下、「再貸付」という）を受け、自立支援金の申請日の属する月（以下、「申請月」という）の前月までに最終借入月が到来している。</p> <p>(2)再貸付を受け、申請月が再貸付の最終借入月である。</p> <p>(3)再貸付の申請をしたが、申請日以前に不決定となった。</p> <p>(4)再貸付の申請を行うために、柏市地域生活支援センター「あいネット」への相談等を行ったものの支援決定を受けることができず、自立支援金の申請日以前に再貸付の申請をできなかった。</p>															
2	申請月において、世帯の生計を主として維持している者である。															
3	<p>申請月における申請者及び同一世帯の者の収入合算額が、次の基準額以下である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> <th>7人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>122,000円</td> <td>172,000円</td> <td>210,000円</td> <td>247,000円</td> <td>285,000円</td> <td>326,000円</td> <td>370,000円</td> </tr> </tbody> </table>	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	122,000円	172,000円	210,000円	247,000円	285,000円	326,000円	370,000円	
1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人										
122,000円	172,000円	210,000円	247,000円	285,000円	326,000円	370,000円										
4	<p>申請日における申請者及び同一世帯の者の所有する金融資産の合計額が、次の基準額以下である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> <th>7人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>486,000円</td> <td>738,000円</td> <td>942,000円</td> <td>1,000,000円</td> <td>1,000,000円</td> <td>1,000,000円</td> <td>1,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	486,000円	738,000円	942,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	
1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人										
486,000円	738,000円	942,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円										
5	<p>次の(1)、(2)のいずれかに該当</p> <p>(1)公共職業安定所に求職の申込みをし、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職を目指し、以下に掲げるアからウの求職活動を全て行う。</p> <p>ア 月1回以上、自立相談支援機関（柏市地域生活支援センター「あいネット」）の面接等の支援を受ける。</p> <p>イ 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける。</p> <p>ウ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける。</p> <p>(2)生活保護を申請し、当該申請に係る決定が行われていない状態にある。</p>															
6	職業訓練受講給付金を、申請者及び同一世帯の者が受給していない。															
7	生活保護を申請者及び同一世帯の者が受給していない。															
8	偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行っていない。															
9	申請者及び同一世帯の者のいずれもが暴力団員でない。															